

## 郵政民営化委員会（第25回）議事録

日時：平成19年5月15日（火） 9：30～11：47

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

○田中委員長 これより郵政民営化委員会第25回会合を開催いたします。

本日は、定足数に達しております。

お手元の議事次第に従いまして審議を進めたいと思います。本日の議題は、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画であります。本日は、これまで当委員会における会合や意見募集等においてご意見をお寄せいただきました団体、会社のうち、ご出席を希望されました5団体からヒアリングを行おうと思います。

まず最初に、在日米国商工会議所に伺います。大変恐縮ですが、時間の関係上、10分程度でご意見をいただきまして、その後、30分程度質疑をしたいと思います。それでは、在日米国商工会議所のデービット・フーヴァー民営化タスクフォース座長をお願いいたします。

○フーヴァー座長 おはようございます。在日米国商工会議所におきまして民営化タスクフォースの座長をしていますデービット・フーヴァーと申します。私とともに本日伺っておりますのが、アラン・スミス同タスクフォース前委員長でありACCJの副会頭、また、アンドリュー・コンラッド同委員会の副委員長が同席しております。

ACCJは、日本郵政株式会社から発表されました「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（概要）」及び「承継会社が行う業務の運営の内容及び見通し」について意見を述べる機会を頂戴したことについて感謝の意を表します。この2つの文書に関しまして、以後、略して「概要」と「別記」という表現を使わせていただきます。ここで私どもが表明いたします見解は、ACCJによって正式に承認されたものであり、また、ACCJの会員全体のコンセンサスを表したものです。

まず初めに、ACCJメンバーは、実施計画自体が公表されなかったことに誠に落胆しております。4月27日に発表された概要と別記は、単に実施計画のトピックを説明しているにすぎず、実際にどのような業務と役割が果たされるのかについての説明はほとんどありません。概要にも別記にも民間事業者が現在直面している、あるいはすぐに直面することになるであろう郵便、銀行、保険サービス業の競争に対する懸念を払拭するような説明はありません。私達が抱えている懸念について具体的に説明させていただきます。まず、金融サービスについて、

それから国際宅配便と言われますエクスプレスサービスについてお話しいたします。

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」が金融サービスについて対等な競争条件を確立するものかどうかを判断するために、十分なディスクロージャーが必要となる重要な問題点がいろいろとあります。例えば、別記は、ゆうちょ及びかんぽが新商品の開発・提供を含む新事業を展開し、新しい金融ビジネスラインと郵便局株式会社のグループシナジー発揮を目指すと言及しています。言うまでもなく、ゆうちょとかんぽによる新商品の開発・提供を含む新事業の展開が承認される前に、そして日本郵政公社の立場を他のビジネス分野で利用することが許される前に、対等な競争条件を確立するためのさまざまな措置をとる必要があります。しかし、概要と別記において、ゆうちょとかんぽによる新商品の開発・提供を含む新事業開始の予定時期が明確にされていないため、実施計画等に定められている措置のうち、新商品の開発・提供を含む新事業開始の前に対等な競争条件を確保するためにどのような措置がとられるのか不明確です。

概要と別記において、日本郵政株式会社がゆうちょとかんぽのコンプライアンス及びリスク管理態勢の改善を目指していることが示されており、ACCJはこれを歓迎します。一方で、民間企業に適用される金融庁のルールや規制と整合する、適切なコンプライアンス・リスク管理を確保するために、予定されている措置が十分かどうかを判断するためには、これまで以上の透明性が必要です。これは保険、銀行業だけでなく、住宅ローン、クレジットカード等の個人向け与信ビジネス等も含む、ACCJ会員企業が関心を寄せる事業全般について言えることです。

再保険契約自体は発表されておらず、概要及び別記においても、再保険契約がアームズ・レングスの基準に基づいて提携されるのかどうかについての重要な詳細は示されていません。かんぽは旧簡保保険契約の保全業務に対して市場価格よりも高値での報酬を得ている可能性があり、それはかんぽに巨大な利益をもたらし、市場の競合者を不利な立場に置くものです。

別記において、「郵便局のネットワークを最重要のチャネルとして位置づけ、…グループとしてのシナジーが発揮できるよう連携を密にしていくこととします」と言及しているように、ゆうちょが個人向け与信ビジネスに進出することを明記しています。別記では、例えば、50ページに記されておりますように、234箇所の店舗を設け、資金の貸し付け等を行うと言及していますが、ゆうちょが個人向け与信ビジネスをどの範囲まで行うかが明らかにされていません。したがって、対等な競争条件が確保されているかをきちんと判断し、賃料、サービス、その他経費について相互補助が行われないよう事前に発見し、そして郵政公社が政府補助を通じて築

いてきた市場における優位性・特権をこうした新しいビジネスにおいて不当に利用していないことを保証するためには、実施計画の十分なディスクロージャーが必要です。

私達民間業界は、ゆうちょとかんぽが旧郵貯口座保有者・旧簡保保険契約者の個人情報や無料もしくは市場価格よりも低い対価で入手しているのではないかと懸念しています。こうした情報は非常に価値が高いものであり、もし、こういうことが行われているとすれば、それは政府補助に相当すると考えられます。実施計画には明らかに問題とされる点が数多くあり、ここで申し上げた点は、そのうちのほんの少数にすぎません。ゆうちょとかんぽは対等な競争条件が確保されるまで、事業拡大を許されるべきではありません。対等な競争条件を確立するプロセスを確認するためには、実施計画の十分なディスクロージャーが必要です。

利害関係者全員が実施計画の全文へアクセスできるようにご対応いただきたく、私どもはお願い申し上げる次第です。十分なディスクロージャーが金融サービスについてなされなければ、実質的に意味のある意見を申し述べることはできません。実施計画の本文は長くても1,000ページ程度と推測しますが、その程度の長さであれば日本郵政株式会社のホームページにて公開できるものと思われまます。膨大な量に及ぶ別記については、郵政民営化推進室が、例えば利害関係者が全文を閲覧できる閲覧室等の施設を設置するべきであると考えます。

それでは次に、別記のエクスプレスサービスに関する点について申し述べたいと思います。エクスプレスサービスに関するACCJの主な懸念は、民営化された各郵政事業会社と同種の業務を営む民間事業者間の対等な競争条件を確立するという、法律により課せられた義務が実施されていないことです。郵政公社は競合する民間事業者には適用されない規制上、財務上の利点を享受し続けることになるでしょう。より緩い保安関連規則、あるいはまた全く異なった通関手続上の規制等を含めた有利な条件を享受しているということです。これは同種の業務を営む事業者にとって不公正であり、また経済全体にとっても不健全なことと思います。

郵政公社は国際スピード郵便（EMS）が国際エクスプレス便市場で民間事業者と直接競合していることを明確にしています。生田郵政公社前総裁によれば、日本発のエクスプレスメールにおいて郵政公社が占めるシェアは既に18パーセントあります。概要の別記にはEMSについて、外国郵政庁との連携を強化し、スピードアップをはかり、業務品質の向上に努めることが明記されています。また、EMSは民間事業者と対等なサービスを提供するためトラッキングサービスを引き続き改善しています。しかし、多くの規制的な優遇面があることもあり、郵政公社はEMSの価格設定を類似の民間事業者のサービスに比べて、かなり低く設定することができています。

このような規制上の優遇を撤廃するために何らかの措置が取られる予定であるかどうかについて、概要・別記のいずれも言及していません。基本理念を記した郵政民営化法第2条では、民営化は同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保する措置を講じなければならないと規定しています。日本郵政公社が民間のエクスプレス事業者との競争を高めようとしている現時点こそ、まさに対等な競争条理を設けるときだと思えます。

EMSが享受している大きな優遇面の1つが、全く違う通関プロセスです。民間エクスプレス事業者は、輸出入品の品目を判断し、その詳細を申告し、保税地域における輸出入品管理を行い、輸入にかかる関税等を計算し、その情報を通関情報処理センターのシステムにインプットしなくてはなりません。このような輸出入通関業務を行うために、何百人もの従業員を雇用しておりますし、また、そのような通関情報処理のシステムのために1億円以上の経費を毎年かけております。このような通関にかかる費用は、顧客に対する料金に反映されなければなりません。対照的に、郵政公社のための輸出通関手続は、税関職員が行っています。

最近、財務省は民間事業者と同じ通関手続を20万円を超える国際郵便貨物全てに適用する法案を作成し、成立させました。このことは重要で賞賛に値する最初の一步であります。20万円を越えるEMSの数は非常に限られています。郵政公社のEMSビジネスの大半に対して、他の業者が守らなければならない費用のかかる通関手続が依然として要求されない状態が続いており、EMSに競争上の優遇面を与える以外の目的を見いだすことはできません。通関規則が、税関が貨物にかかる適切な関税を徴収することを確実にするためのものであるならば、日本の最も大きなエクスプレスサービスの1つであるEMSがそれから除外されている目的は何でしょうか。概要と別記には規制上の処遇に係る多大な競争上の相違点を排除するために何がなされるかという記載はありません。

他に郵政公社と民間事業者との違いとして保安規制が挙げられます。民間エクスプレス事業者は国土交通省と財務省によって制定された規定によって規制されています。郵政公社はこれらの規定の多くから免除されています。

同様、各警察署が新たな駐車規制から郵政公社の郵便車両を除外しているため、駐車監視員もEMSを運ぶ郵政公社の車両による違反行為を無視しています。

規制上の優位性に加えて、競合企業の中に補助を受ける企業が1社でもあれば、対等な競争条件は存在しません。

EMSが他の郵政事業会社からそのような補助を受けているかどうかを一般市民が判断する唯一の方法は、郵政承継会社、承継事業体がすべての支出、利益、キャッシュフロー及び他の

財務データを競争的、非競争的サービス分野で明確に区別することです。現在、郵政事業会社の財務記録が透明性のある方法で取り扱われる予定はありません。また、総務省は、一部のこういった規制等、あるいはまた一部の規制に関してのパブリックコメントを求めるということは、「公益の実現を損ねる」であろうと断言しております。

EMSに関して異なる規制は、EMSをユニバーサルサービスの一部とする主張もあり、正当化されてきました。しかし、EMSは普通の郵便とは異なり、競争力のある付加価値サービスです。既に民営化法によって、競合サービスに同種の民営サービスと異なる規定が適用されることは不適切であるとし、ゆうパックを含む国内小包郵便がユニバーサルサービスの枠から外されました。しかし、同じような国際サービスであるEMSは、守られたユニバーサルサービスとして残ることとなります。EMSは国際的な郵便条約である万国郵便条約により規定されているサービスです。この条約は加盟各国がユニバーサルサービスの一環としてEMSを提供することを義務づけてはおりません。また、基本的な封書の配達のようなサービスとしても規定していません。例えば、ヨーロッパの幾つかの国々ではEMSを完全に排除し、また他の国々では民間エクスプレスサービスと同一の規制を適用し始めています。

EMSが競合サービスであり、郵政公社は民間事業者のサービスと匹敵するようなEMSを発展させていることにかんがみ、ACCJは日本政府が以下の措置をとられることを要請します。EMSをユニバーサルサービスの要素として郵政の独占によって保護することを廃止していただきたいと思います。国内郵便小包のように、EMSも競合分野として扱うべきです。また、第2点として、EMSも民間事業者と同じ官庁によって監督されるべきと考えます。そして最後の点として、郵政公社を承継する各郵政事業体は、独占サービスから得た収益や郵政公社資産の売却益からEMSのような競合サービスへ相互補助を行うことを禁止されるべきです。会計及び開示規則は、第三者がそのような相互補助が起きていないことを検証できるよう十分に透明性を確保するものでなければなりません。

また、締めくくりに再度お願いしたいと思います。すべての利害関係者が実施計画全体を閲覧できるよう、そのアクセスを保証するようお願い申し上げます。時間を超えましておわび申し上げます。

○田中委員長 フーヴァーさん、どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

最初に、日本政府の基本的な態度についてですけれども、民営化するというのはどういうことかということ、市場メカニズムの中でベストプラクティスを選択するというを決めたわけです。ですから、これまで官業として行ってきた郵便事業も、それから金融関連の事業も、す

べて市場のメカニズムに委ね、ベストプラクティスが結果として選ばれる中で、全郵政事業を位置づけると決めたんです。これはもうはっきりしているわけで、この委員会の設立された目的も、市場において公正な競争が行われるよう、それを見守りなさいということなんです。これははっきりしているんです。

ただし、これまでは官業でしたから、官業から民業に至る移行期間というのがあるんですね。この移行期間には、レガシーコストもあれば、レガシーベネフィットも実際のところあるわけです。今日ご指摘のところは、従来の官業に伴うベネフィットが一部残っている分野について言われました。我々が気にしているのは、もちろんレガシーに伴うベネフィットの問題もチェックする必要があるんですが、レガシーに伴う膨大なコストがあって、これが民間事業者として立ち行くためには、どうしても一つ一つ従来のものから切り離されていかなければならないということです。

今回の業務等の承継に関する実施計画も、私の意見では2つ目的がありまして、1つは、このレガシーコストをどうやって削減するのか。働いている人にも自覚してもらい、そのために承継の手続をとり、日時も決め、移行期間をできるだけ円滑にするためにこういう実施計画というのが入っていると思います。ご指摘のように、実施計画で不十分な点があるわけです。民間事業者からすれば、もっとたくさんの方が知りたいとか、新事業、新サービスは何をやるんだと。でも、新サービスは、金融について言えば、この委員会がオーケーと言わなければ新サービスはできませんので、それについて十分盛り込めていないというのは、実は当然のことなんです。ですから、そこは移行期間の問題で、移行期間を円滑にするために日本政府が決めた手続の1つが、この実施計画についての発表というものだったということをご理解いただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、これは外国から来られた事業者の方々に言う話かどうかはあれですが、日本の役所は、この移行期を的確に扱うことが、本当に不得手であります。例えば金融について言うと、かつては大蔵省が金融の責任者でした。それが金融監督庁を通じて、今は金融庁になったわけですが、この移行期間は、たまたま不良債権問題、システミックリスクという100年に1度あるかないかという大事だったんですが、大事であっても国会を通してレギュレトリーなものを変えるときには、極めて仕切りの悪い金融監督庁というものをつくった。

金融監督庁ができたときには、システミックリスクは大きい、不良債権問題が山となしていたんですが、しかし立法府で決めたことを行政府が手続としてやっていく。ところが、金融監督庁が登場したときに、民間金融機関にどう対応するのかは不明確だったんです。それは役所

の中でつくれなかったんです。立法府は財金分離という形で財政と金融を分離したから、これでいいだろうと言って、行政府のほうは、いかなる伝統もない形で金融監督庁ができた。この金融監督庁が民間銀行との間にどういうスタンスをとるのかというのは、最後の最後、立ち上がる直前まで決まらない。日本は大変なことになっていたんですが、しかし日本の行政というのは、今までやってきた伝統的なことは的確にできますけれども、新しいことをやるとなると、それは縦横十文字、いろんなややこしい話がそれぞれあるものですから、外国の方に説明するのもややこしいんですが、ここはやっぱりそう簡単ではないんです。

ですから、今日のお話の中で、何か日本国が寄ってたかって民間事業者と競合している分野にリソースを集中的に集めて、そこで競争者をたたくための仕組みをつくっているんじゃないかと思われているかもしれませんが、そういう猜疑心をお持ちの面もあるかと思うんですが、その多くはレギュレトリーエージェンシーが変わるときには、この変化というのは日本政府が的確に行うことが極めて不得手だというところが出ているのであって、そのところをご理解いただきたいと思います。

10月1日以降、具体的に金融新サービスについて認可申請があった場合は、この委員会が責任を持って判断をいたしますので、その段階においてご異議等があれば、また、この委員会でご意見を承るといのは当然の手續だと我々は思っておりますので、そのところだけちょっと申し上げておきたいと思います。

○フーヴァー座長 私どものほうから意見を申し上げさせていただければ、民営化が進むか進まないかということについて、私どもACCJとして懸念をしているということではありません。つまり、それが実現するか否かということに関してACCJとしての立場があるということではないのです。唯一、また主たる我々の懸念というのは、それが行われる場合に公平な競争条理が設けられるか否かという点であります。ですから、私どもとしては、例えば本日の設けられる規制の目的が何ぞやということ、つまりその規制によって競争条理が公平なものになるのか、そうでないのかということに注目している次第です。

もちろん、こういった規制というのは業界に対しては多大なコスト負担をかけるものです。ただし、その規制が公益に適うものであれば問題ないものと思います。例えば安全規制のように、一般大衆を危険から守るための規制であるとか、あるいは関税局が十分な歳入を確保できるような関税関連規則であるとか、あるいはまた一般顧客の保護をするための銀行等に対する預金準備金規制等が挙げられております。的確に作成された目的に適う規制であれば、すべての対象事業者に適用されるべきだと考えています。これは、例えば一般大衆を危険から守るた

めの安全規制であれ、あるいは銀行・保険業の顧客を守るための準備要件であれ、あるいはまた関税局が的確に関税の税収を確保できるように十分な情報が申請されるように確保する規制なりです。そういった的確に作成され、そして的確な目的のために設けられた規制であれば、それはすべての対象に対して適用されるべきであると考えています。また、目的がふさわしくない規制、不要になった規制は、これが存続することによって、その対象になる事業者に対しては負担になるわけですから、その事業者が一般大衆、顧客に対してその負担を展開せねばならないということで、一般大衆に対する負担となってしまうということから、そのような不要になった、あるいは目的に合わない規制は撤廃すべきと考えています。

私の懸念というのは、日本政府、あるいはまた民営化事業体にとっては、こういった事業の一面は新しいものもあるかもしれませんが、これらの事業分野において、日本政府も民営化組織体も極めて経験が豊富であると考えております。そして、1つの巨大な事業体に対して有利な条件を与えるということは、市場を極めて大きな形で歪曲させかねないという懸念を抱いています。

また、最後に私どもが抱いている懸念として申し上げれば、今、直ちに是正するのではなく、つまりこの移行期においてこれらの問題点を直ちに是正するのではなく先延ばしにするとすれば、現在、是正するよりもはるかにこの是正が困難になってしまうと思われま

○田中委員長 やっぱり少し誤解があるなと思うのですが、かつての国営のところを優遇するようなことは、例えば郵便事業会社に対してそれを優遇するということは、私は、もう日本政府はそういうふうには思っていないと思います。それはなぜかというと、郵便事業会社で勤務する人は10万人あり、10万人の人を守るために、日本の労働者6,000万人に不便宜を与えとか、国民1億2,000万人に不便宜を与えるということはありません。

民営化させると決めたということは、市場においてベストプラクティスが選ばれるという、この中に郵便事業会社もほうり込むということを決めたわけです。だから、民間事業会社で実績を積んだ方に経営者をやってもらうということでもありますし、レガシーコストに関わる場所は、できるだけ移行期間を短縮して、早くマーケットメカニズムの中で仕事ができるようにしようとしているということで、10万人の郵便事業会社にベネフィットを与え続けて、マーケットメカニズムを歪める可能性のあることに日本政府がコミットするということは、もはやあり得ないと。だから、郵政民営化法が国会を通ったということは、本当に象徴的な事態だったわけです。その一連のプロセスの中に我々の委員会もあるということですから、それはない。ただ、レガシーコストを外すのに、時間がかかるとすれば、それは我々にとってのコストなん

ですね。日本国民にとってのコストなんだと思います。

○フーヴァー座長 もし、委員長の話していることの私の理解が正しいということで申し上げたいと思うんですけども、民営化した事業者が、より低いコスト、また、より緩い規制要件を享受できる期間を設けることによって、移行期のコストを賄うための経費を節約できるようにするという事なんでしょうか。

○田中委員長 いやいや、それは違いますね。例えば申告納税制度と賦課課税の問題ですけども、これは確かにどういう費用を民間事業者が支払っていて、そして民営化された郵便事業会社がどういうコストを支払うのかということは、レギュレトリーに一举にはいかないという話が1つあるのと、それから万国郵便条約の話が1つあるわけです。

万国郵便条約の話は、FedExでも、UPSでも、DHLでも、やっぱりネットワークを張ったところとの間で商売すればいいわけで、それは当たり前の話なのですが、我々が幾つか国際郵便局でチェックしたときには、タンザニアとかパキスタン、カラチというところから来るのをどうするんだという話は残っているわけです。それはコマーシャルベースではネットワークが簡単に張れないところに、相手の郵便制度と協定しながら、タンザニアから来た留学生がタンザニアに物を運ぶときに、それも乗つけられる仕組みも必要だろうと。ただ単に、封書以外の貨物も郵便の仕組みの中でならば運べるという話に対して、どれだけ配慮するかというのが私は残っている問題だと思います。

○フーヴァー座長 私どもは、現在のシステムから公正な競争条理へ移行していくための具体的な計画について、現時点、何も意見を述べることはできないと思っております。というのも、現時点で具体的にそういう変更が行われるということを示すような実施計画の詳細あるいは規制案というものを我々は見ることができないからです。つまり、そういった移行が行われる、あるいは委員長がおっしゃったようなこれからの変革を具体的に見るができるようなプロセスの透明性がないと感じている次第です。

冒頭の私どもの意見陳述でも2度申し上げたことでありますけれども、詳細な実施計画等を拝見することなく、どのように、いつ、公正な競争条理に移行していくという考えなのか、それを見るができないという懸念を私どもが抱いているわけです。つまり、そのような変更あるいは変更が行われる場合に、どのように流されるのかということ判断する材料がないということです。ですから、私のこの点に関する締めくくりとしての意見を申し上げれば、是非、日本政府、あるいはまたその他関係者の方々には、実施計画の詳細、また概要、そして今後考えられている規制等について、是非それを利害関係者がアクセスできるようにしていただきたい

いと思います。

EMSということをお願いしました。これについて、必ずしも詳細をご存知でない方のために明確にしておきたいと思います。私どもがここで言っているのは何も、120円ですか、130円ですか、そういった類の通常の航空書簡、航空便を申し上げているものではありません。極めて付加価値の高いサービスで、民間事業者がそれに相当するものとして、相当額の通関手続費用、あるいはまた保安要件を満たすための費用をかけて提供しているサービスと肩を並べるものであるということです。ですから、これにつきましても同等の要件を課すようお願いしたいということです。

○田中委員長 時間をもっととるべきだったかもしれませんが、意見は伺いました。また、10月以降、新しい段階で具体的にご疑問がありましたらどうぞ意見をお述べください。機会は提供いたします。

○フーヴァー座長 長時間どうもありがとうございました。

○田中委員長 通訳ご苦労さまでした。

それでは、続きまして欧州ビジネス協会からお話を伺います。時間の関係がありますので、できるだけ手短にお述べいただきまして、その後、質疑としたいと思います。それでは、欧州ビジネス協会のデール・スーシー保険委員会委員長をお願いしたいと思います。

○スーシー委員長 このたびは、欧州企業を代表いたしまして欧州ビジネス協会としての見解を述べる機会をお与えくださったことに、心から感謝しております。改めてこのような場を頂戴し光栄に存じております。

EBCは、郵政民営化のプロセスにおいて、簡保を、一般の保険マーケットと同等、並列に扱おうとする日本政府の方針を支持しております。同時に、民営化に関する円滑な移行とマーケットにおける公平な競争条件の構築が成功の鍵となるという見解を持っています。

日本郵政の事業計画には、多くの肯定的な要素が認められます。コンプライアンス、リスク・マネジメントを向上させようとしているほか、年金と法人向けの生命保険分野の事業を拡大するにあたって第三者機関を活用していこうとしています。

しかしながら、幾つかの懸念事項があります。ここでは3つの懸念事項を申し上げます。

まず、再保険契約です。簡保の権利と義務が、依然として不明確であると考えております。該当する団体間の会計を明確に分ける必要があり、いわゆるアームズ・レングス・ルールに則った契約締結を行うべきであると考えております。

2つ目の懸念事項としましては、リスク及びコンプライアンスに関する機能が挙げられます。

簡保について、実際に民間部門の業務を遂行する上で十分な機能を有しているのか不明確であると考えております。民営化に先立ち、金融庁当局がこれらの機能の監査について積極的な役割を果たしてくださるということについて、EBCは歓迎します。コンプライアンス及びリスク・マネジメントといった懸案事項について、簡保が商品ラインを拡大する前に対応を済ませておくべきであると考えております。

3つ目の懸念事項として、個人情報の利用が挙げられます。郵貯及び簡保が既存の契約者又は加入者の口座について、これらの顧客情報を無償もしくは市場価格と乖離した不当な価格で取得する可能性について懸念しております。

本日申し上げました懸念事項に関しまして、適切なものであるか否かについては、実施計画の内容が現時点で完全に情報開示されていない状況では、まだ判断はできないという状況であると考えております。

このような場で意見を述べる機会をお与えいただきありがとうございました。最後に、可能であれば、EBCから2つの質問をさせていただきたいと存じます。

最初の質問ですが、現在進められている日本郵政が求めている新規事業に関する申請を承認する意思決定のプロセスがどのように行われているのかご説明いただきたくお願い申し上げます。

2つ目の質問としまして、EBCとしては、当局と日本郵政との間で民営化後の監督をどのように実施していくのか予備討論が行われていると理解しております。事業の拡大前に、当局が公式な監査を実施するということに対する郵政民営化委員会の考えをお聞かせいただければと考えております。10月に民営化が実施され免許が交付されることとなります。これらの点についてご回答いただければ、いわゆる公正な競争条件を確保することについて、EBCが抱えている懸念というものがかなり緩和されるのではないかと考えております。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

ご質問のところだけ最初に。極めて明確なのは2番目のほうなんです。事業拡大前というか民営化の前後で、ご関心のある金融2社についての態勢整備がどういう形で行われているのかというのは、この委員会が関心を持って調査審議をしなければいけない事項ですので、この場でどういう形で民営化前後のところで公正な競争条件、あるいはそれぞれの企業体としてのリスクマネジメント、コンプライアンス態勢がどうなっているのかというのは、当然のことながら、この委員会で調査審議をいたします。その結果は、すべてディスクローズされますので、どういう状況であるかは十分お知りになり得る立場だと思えます。

前者のほうは、いろんなことがあるんですが、法律でいいますと2つのことを言っているわけです。すなわち金融2社については、できるだけ早く株式上場を行うべきだというふうに言っています。このことは、金融2社が事業体として投資家に評価される、そういう収益モデルの確立を急げということを行っています。もう1点言っているのは、既に金融分野は相当な民間金融秩序ができていますので、この組織の中に入り込むようにと。そこで、競争が歪められることがあってはならないと。この2点を言っていますので、どういう申請に関する許認可手続はどうですかと言われれば、この2点のバランスで我々は決めるというのが、法律上この委員会に与えられた役割だと思います。

○スーシー委員長 2つ目の質問ですが、我々の意図としましては、当局である金融庁が公式な監査を行うということで、金融分野を管轄する主管の官庁として独立した明確な視点で監査が行われることになると考えております。また、それによって主管官庁としての当局がそうした視点を提示してくださるということで、独立性に関する明確なメッセージが得られるということが大きな利点であると考えております。

○田中委員長 金融庁を代表する立場ではありませんけれども、おっしゃる観察は全く同感です。金融庁がこの間確立してきたのは、投資家、契約者保護というポイントと、それから市場における公正競争秩序を維持する、この2点については、金融庁は明瞭なメッセージを投げ続けていますので、これは世界の金融事業者の人々にとって、今やほとんど曇りのないものになっているというふうに思います。そういう意味では、ご指摘の観察と我々の観察は全く同等だと思います。

○スーシー委員長 ありがとうございます。

○田中委員長 懸念についても幾つか出されていますが、これからも民営化プロセスに当たって具体的な点についてご意見がありましたら、またどうぞおっしゃってください。我々の委員会は、そうしたご意見に対して開かれていますので、またお話を伺うこともあろうかと思いません。

○スーシー委員長 ありがとうございます。

○田中委員長 本日はどうもありがとうございました。

引き続きまして、社団法人経済同友会からお話を伺います。今日は、同友会の小島邦夫副代表幹事・専務理事に来ていただいております。最初に、簡単にご意見いただきまして、それから質疑とさせていただきたいと思えます。

○小島副代表幹事・専務理事 それでは、まずゆうちょ銀行、かんぽ生命について申し上げます。

す。

経済同友会は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が健全な民間企業として市場で自立するためには、早期の株式上場と政府出資株式の100パーセント処分が必要と考えております。その意味で、実施計画の中で、持株会社を含め、遅くとも民営化後4年目、可能であれば3年目の上場を目指すという点は高く評価したいと思います。

次に、コーポレートガバナンスに関しては、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上を図るために委員会設置会社とする点、経営課題として内部統制、コンプライアンス態勢の確立強化を挙げていることについても評価しております。

次に、新規業務について、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の新規業務について、経済同友会は、民間との競争条件のイコールフットィングの確保を大前提とし、移行期間という時間軸の中で株式の処分の度合いに応じて、段階的に認めていくべきとかねて主張しております。これは、「承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和する」という郵政民営化法第8条の規定と同じであります。

暗黙の政府保証については、金融2社及び政府自らその払拭に向けて最大限の努力を払うとされることから、経済同友会としては、その確実な実行を求めたいと思います。同時に、調査審議に当たっては、取得格付け、調達金利スプレッド等から、パーセプションがどの程度払拭されたかを検証の上、慎重に進めていただきたいと思います。

バランスシートの規模については、経営の健全性確保の観点から、リスク分散、収益源の多様化と同時に、バランスシートの規模縮小が欠かせないと思います。実施計画によれば、2011年度末のゆうちょ銀行の預金残高を167.7兆円、かんぽ生命の総資産残高を91.3兆円と想定しています。現実の郵貯・簡保の残高は想定を上回る減少を続けている様子ですが、それでもその規模は過大であり、経営の健全性確保の観点から、さらなる規模縮小を求めたいと思います。バランスシートの規模縮小は厳格なALMの実施に伴って自ずと進むということならば、新規業務の参入はバランスシートの規模縮小に合わせて段階的に認めるなど、より慎重な調査審議をお願いしたいと思います。

最後に、郵便事業株式会社、郵便局会社を含む郵政4社の損益計画について付言したいと思います。今回の実施計画における損益計画は、昨年7月発表の実施計画の骨格に比べると純利益が大幅に縮小したものの、基本的には4社とも黒字計画となっています。内容を見ますと、郵便事業会社は手紙、封書等の郵便事業が年率2パーセント程度減少、ゆうパック等の貨物運

送事業は年率7～8パーセント程度の高成長、人員合理化等のコスト削減効果と合わせて、300～400億円の純利益を見込んでいます。またゆうちょ銀行の貯金残高減少率は、昨年の実施計画の骨格と比べ小幅にとどまると予想し、システム投資によるコスト増を吸収して、3,000億円の純利益を確保するとしております。現在の日本郵政公社の2006年9月中間決算純利益は大幅に縮小しており、貯金や保険については資金流出が続いており、民営化準備もあり、郵便事業は714億円の赤字となりました。当時、生田総裁は、コスト削減などの構造改革が急務と言われていました。実施計画は原則として新規業務による収益を含んでおらず、人員合理化等のコスト削減を見込んでいるとしていますが、その具体的な内容は必ずしも明らかではありません。その意味で、この損益計画が実現可能なものかどうか、必ずしも明確ではないと思います。その点から見て、より厳しい収益環境を想定した損益計画を作成すべきではないか、その意味で、郵政民営化委員会は、まず日本郵政に具体的な数値目標を含めた抜本的なコスト削減策を求めるべきではないかと考えます。

以上、確実な郵政民営化達成と、民間との対等な競争条件の確保のため、今後の郵政民営化委員会の活動に期待しております。よろしくお願いいたします。

○田中委員長 どうも、常日ごろ、いろいろウオッチしていただきまして、また的確な提言をいただきましてありがとうございます。それでは、質疑をどうぞ。

○富山委員 最後の点ですけれども、1つの考え方としては、例えば今の損益計画に関しても、ある種のセンシビリティ・アナリストをした場合に、どのくらいどういうふうになるんだかというところがもうちょっと見えていたほうがいだろうというご指摘ですよ。

○小島副代表幹事・専務理事 一般の会社は中期計画等の経営計画をつくるときに、当然、コスト削減計画をつくる。その辺がきちんとできているのかどうか、我々は心配だということです。

○富山委員 トヨタですと、毎回毎回、このぐらいの削減を見込むというのが入っていますよね。ああいうものが入っていていいんじゃないかならうかという感じですか。

○小島副代表幹事・専務理事 そうということです。

○富山委員 バランスシート of 規模縮小の問題なんです、トレンド論としては私どもは全く同じ考え方なんです、この問題は、実は巨額な国債を抱えているので、ちょっとデリケートな部分があって、ご趣旨としては、例えばここまで小さくすべきだということを民営化委員会として梓づけてしまうようなことまではおっしゃっていないと思うんですが。

○小島副代表幹事・専務理事 そこまで申し上げるつもりはありません。

○富山委員 マーケットを歪めてしまいますものね。

○小島副代表幹事・専務理事 ただし、少なくともバランスシートを縮小させることに対して、抵抗するような措置はとるべきではないと思います。

○田中委員長 民間企業でも、量から質への、量じゃないんだという話がどこまで経営組織の中に浸透するかというのは非常に難しい問題ですが、まして今まで非民業ですから、この委員会で申し上げているのに比べると、日本郵政の中の人達の量に対する固執は、我々よりは強いような気はしています。どうしてそうなのかなど。もっと質の面に注目して収益を上げられる、ありそうに思うんですが、そちらのほうには、なかなかマインドはっていないということですね。

○小島副代表幹事・専務理事 そうですね。新規業務を考えると量から質への転換は非常に難しいと思います。例えば投信は、今のような販売環境が続くとは限りません。しかも、コンプライアンスやその他もろもろの問題も抱えることになるので、量を求めていくことが非常に難しい局面がこの先出てくるのではないかと思います。

○田中委員長 やっぱり直前まで、売り上げ目標とか、そういうマニュアル営業をさせていたんだと思うのですよね。だから、それから変わるというのは、我々が思っているよりはもっと難しいみたいですね。

○小島副代表幹事・専務理事 それはよくわかります。過去に民営化されたNTT等も、そのところで苦勞したと思います。

○田中委員長 ただ、実際には家計の側の郵便局に対する反応が10月1日から変わるかどうかはともかく、次第に変わって行って、流動性預金をこんなに置いておく理由はないというふうには彼らが考えた、あるいは我々が考えた場合は、ご指摘のように残高は思いのほか急速に収縮する可能性もあるわけですね。

○小島副代表幹事・専務理事 それはある意味リスクでもある。ゆうちょ銀行だけでなく、郵便局会社も含め、単純に今までのような競争環境が続くとは思えない。だから、その中でどうやっていくかは、個人的には結構難しい問題であると思います。

○田中委員長 民営化後も、同友会はそういう委員会を設けて民営化郵政をずっとウオッチしていただけるんでしょうか。

○小島副代表幹事・専務理事 私どもは郵政民営化を含め幅広くレビューするための構造改革レビュー委員会を組織しており、これはしばらく続けるつもりです。その中でいろいろウオッチしていきたいと思っています。

○増田委員 先ほどの小島さんのお話しになった点は、誠に的確なご指摘で、私も本当に同感をするとところなのですが、同友会で金融2社についていろいろ議論があると思いますけれども、あと郵便事業とか物流の関係ですね、あちらのほうについては、同友会の中で何かこういう議論というのはございますか。

○小島副代表幹事・専務理事 物流事業について実施計画を特に丁寧に見ているわけではありませんが、例えば「ゆうパック」等の貨物輸送事業が実施計画で示すようなテンポで伸びるのは、幾ら考えても無理なのではないかという議論はありました。

○増田委員 郵便事業のメール便とか、今いろいろそちらのほうの条件の緩和の話も一方であるんですけども、そちらのほうも議論されていますか。それはいいですか。

○小島副代表幹事・専務理事 それはかねて同友会が指摘してきたことであり、今、改めて言うつもりはありません。ある意味では、郵便局会社をどう使うのかがもう少し明らかになると、その姿が見えてくるのではないかと思います。その辺りの議論は、確かに欠けているかもしれません。

○辻山委員 私も同じような感想を持ちまして、ご指摘は非常に的確なご指摘だと思うのですが、私はいわゆる公正な競争条件の確保というライバルというか、そういう視点よりは、むしろマクロ的にこの民営化を成功させて、そして市場の中で逆に言うと協働関係ですかね、そういう視点が強いのかなという印象を逆に持ちました。民営化後の事業をともに仲間として受け入れて、ビジネスパートナーとしての視点からのご指摘が結構多いのかなという感じがしたものですから。

○小島副代表幹事・専務理事 そこまではっきり申し上げられるかどうかは別ですが、我々が心配しているのは、この民営化には両面ある。競争力が強くなり過ぎ民間企業を圧迫してしまう側面と、反面これだけ大きなものの経営がうまくいかなかったら民間経済にとって大変な負担になる。やはり両方の側面を考えておくべきではないかという気持ちを持っています。

○辻山委員 そうですね、おっしゃるとおりです。だから、今日のご指摘は後者のほうの色彩がかなり強く出てきたのかなという印象を持ったんです。

○小島副代表幹事・専務理事 逆に言うと、民間の競争関係も本来もっと強化されてもいい部分があるわけです。だから、その意味では、これが入ることによって、競争が強化されるメリットもあると思います。だから両面を見る必要があるで、どちらかに重点を置いたという気持ちはないです。

○田中委員長 今日はどうもお忙しいところありがとうございました。

それでは続きまして、全国銀行協会からご意見を伺おうと思います。

本日は、全国銀行協会、國部毅企画委員長、北川博康委員会室長においでいただいております。最初に簡単にご意見いただきまして、その後、質疑とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○國部企画委員長 全国銀行協会企画委員長の國部でございます。本日は、郵政民営化につきまして、私ども銀行界の意見を申し述べる機会を頂戴いたしまして、まずは厚く御礼申し上げます。本日は、私から、先月末に公表されました「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の内容につきまして、ポイントを絞って意見を述べさせていただきたいと存じます。

お手元にお配りさせていただいている資料の1ページをご覧ください。冒頭に記述しております、民営化委員会さんが所見で指摘された郵便貯金が抱える問題を解決するためには、官業としての郵便貯金事業を、①規模の縮小、②公正な競争条件の確保、③民間金融機関としての経営管理体制の整備等を通じまして、民間金融市場に円滑に融合させることが必要であります。規模の問題につきましては、下に図示させていただいておりますが、郵便貯金残高は2005年度末で198兆円と依然巨額でありまして、メガバンク3行の個人預金を合計した金額115兆円を大きく上回っている状況でございます。また、右にお示ししてございますが、その大宗が国債で運用されているということでございます。民営化委員会さんの所見におきましても、肥大化したバランスシートの規模を縮小する必要性について言及されているところでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。以上の状況を踏まえまして、今般、公表されました実施計画を拝見いたしますと、大きな論点として2つあると考えております。まず第1に、規模縮小を進めるための具体的なプランが盛り込まれていないということでございます。左側の図にお示ししてございますが、実施計画におきましては、旧契約の満期金の相当部分がそのまま新契約に振替わることが想定をされております。また、第2に、民営化後の早い段階で新規業務参入等が企図されているということでございます。

以下、それぞれについて私どもの考え方をご説明させていただきます。資料3ページをお開きください。郵便貯金の規模縮小の進捗につきましては、郵便貯金銀行において市場原理に任せるのではなく、積極的に具体策を講じていくことが必要でありまして、その進捗状況を民営化委員会さんにおいて継続的にモニタリングいただくことが必要かと存じます。例えば、「貯蓄から投資へ」という流れに則しまして、定額貯金の満期金を預金で再吸収するのではなく、国債等の販売に振り向ければ貯金残高は縮小してまいります。また、これは郵便貯金銀行の国債の大量保有に伴います金利リスクの軽減にもつながるわけでございます。資料にお示しして

ございます通り、個人向け国債の残高につきましては順調に拡大をしてきているわけですが、家計の金融資産に占める個人向け国債の比率は、2006年末時点で1.4パーセントにとどまっております。国債管理政策の面でも、個人による国債保有を促すことが必要かと考えております。また、個人向け国債の商品性につきましては、元本が保証されている点や中途換金が可能である点など定額貯金と類似性がございまして、郵便局において販売しやすい商品であると考えられます。より積極的に取り組む余地があると思います。

次に、郵便貯金銀行の新規業務参入についての考え方をご説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。新規業務参入に際しましては、民間金融機関として経営の抜本的な効率化や内部管理態勢等の整備が不可欠であります。郵便貯金銀行の新規業務参入に関する是非につきましては、これらの基本的条件が満たされることを前提に、①公正な競争条件が確保され民業圧迫とならないこと、②規模の再拡大につながらないこと、③利用者保護の面で問題が生じないこと等を総合的に検討して判断すべきと考えております。一方で、利用者利便の向上や経営資源の有効活用の観点からは、郵便局ネットワークの開放等を推進し、幅広い民間商品の取り扱い等に取り組むべきと考えております。

郵便貯金銀行が参入を希望されている個別業務につきましては、5ページをご覧ください。上段右側に例として挙げてありますが、リスクヘッジ目的に限定したデリバティブ業務でありますとか、運用業務のうち、証券化商品など、リスク分散、経営の安定性確保につながるものについての取り扱いの自由化等は、民業圧迫や規模の再拡大につながりにくいほか、郵便貯金銀行のリスク管理の高度化等を通じて、利用者保護の強化につながることなど、先ほど申し上げました3つの要件を充足しているというふうに考えております。民営化委員会さんの十分なチェックを前提に、新規参入の検討対象となり得るものと考えます。

一方、下段の右側にお示しをさせていただきました流動性預金の預入限度額の廃止や、住宅ローン、カードローン業務等への参入は、郵便貯金銀行への政府出資が残存する間は公正な競争条件を満たすということにはならないと考えておまして、問題が大きいというのが私どもの主張でございます。

以上が全銀協としての考え方でございますが、今後、民営化委員会さんが郵便貯金銀行の新規業務に関する調査審議等を実施される際は、私どもが再び意見を申し述べる機会を設けさせていただければ幸いです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。それでは質疑をしたいと思います。

○富山委員 規模縮小と、公正な競争条件の確保と、民間金融機関としての経営管理態勢の整備という3つの大きな要素が指摘されているんですが、この問題と、一方で、後ろのほうで利用者保護の問題が出てきておりますが、場合によっては、ある種トレードオフになってくるような局面は出てき得ますよね。例えば利便性ということになれば、これは保護を広げますと。その観点でみたときに、例えば流動性預金の問題なんですけど、私どもが、割と田舎のほうの郵便局というか、過疎地の局へ参りますと、流動性預金の預け入れ限度があるせいで、お金を出さなきゃいけないとか、また入れなきゃいけないという相当な負荷が。要は、普通の民間金融機関が全部撤退してしまっているような地域ですと、そういった現象が結構起きていて、郵便局員さんがやってあげたりとか、要するに社会的コストがお客さんの側でも局の側でも発生しているという現象が大抵どこに行っても話が出るんですが、その辺のバランスはどのようなお考えでいらっしゃいますか。

○國部企画委員長 幾つか観点があると思うんですけども、そもそも本質的に、この郵政民営化の問題というのは、まさに官業として肥大化をされてきた郵便貯金を民営化するに当たり、民間金融市場に円滑に融合するということが最大の課題でございますので、先ほど規模の縮小というふうに申し上げたわけです。したがって、例えば、流動性預金の残高の限度額を廃止するということになると、これは相当な規模、郵便貯金残高が増加する可能性が出てくるといことで、円滑な民間金融市場への融合が実現できないのではないかと。やはり限度額の廃止というのは認められるべきではないというふうに思います。一方で、利便性の観点があるのは十分承知をしております。ただ、私ども民間金融機関も、例えばコンビニさんとも幅広くネットワークを拡充しておりますので。

○富山委員 コンビニがあるところはまだいいほうで、コンビニがないところがすごく多いというのが問題なんですけれども。ここには増田さんもお越しですけども。

○國部企画委員長 利便性については、そこでかなりの程度カバーされるというふうに認識をしておりますので、やはり民営化委員会さんに調査審議していただく際には、郵政改革の本質というところを十分踏まえていただきまして、審議いただければというふうに考えております。

○富山委員 もう1点だけ、規模縮小のところなんですけど、私も基本的なスタンスは、それこそALM的な観点で言うと、トレンドとしては小さくなっていかないとしんどいんだろうなと思っているんですが。ここでやや技術論になってしまうかもしれないけれども、今度、規模縮小というものを逆にコミットするという形になりますと、あるいは、例えば、我々が数字的にこうしなさいということをやめちゃうと、これだけの規模の国債を持っている機関投

資家でもあるので、当然、これはマーケットディスティーションを起こしますよね。要はアービトラージを起こすリスクがあるわけです。大体アービトラージというのは、最後、しわ寄せがそれこそ個人の国債ホルダーのほうに行くのが普通なので、すごくそういう問題があるので、ここではそこまで求めているわけではないわけですよ。

○國部企画委員長 考え方としては、この2ページの表にありますとおり、旧契約の残高が87兆減少しているわけです。その分、この新契約の残高が63兆増えており、まさに7割ぐらい、非常に単純な計算ではございますけれども、振替わっているということでございますので、この後ろで申し上げている国債でありますとか、公社債投信の販売であるとか、あるいはもう少し違った定額貯金の受け皿商品等をつくりまして、さらにこの残高を減少させていくことは可能だろうと。それを例えば何兆円まで必ず持っていかなければならないとか、そこは少し幅があると思うんですが、ただ私どもが申し上げておりますのは、今回の実施計画においては、そこへ向けてのプラン、強い方向性が含まれていないというところを申し上げます。

○辻山委員 極めて具体的なことなんですけれども、おっしゃることは正論でそのとおりかなと思うんですけれども、1つ、公正な競争条件の確保といった場合に両面あるわけで、全体の方向性としては規模の縮小とかそういうことなわけですが、本当に公正な競争条件ということになりますと、例えば流動性預金に上限があるということは、逆の公正な競争条件が阻害されていることになりませんか。そうすると、どのぐらいのスパンでそういうものも外されていくということでしょうか。

○國部企画委員長 暗黙の政府保証という議論が当委員会できろいろ議論がなされているわけですが、政府出資が残っている移行期間におきましては、一般の利用者の方のパーセプションとしては、政府がバックについているということで、非常に信頼性が高いというふうにとらえる傾向が非常に強い。そういう状況の中では、やはり新しい業務への参入、それから、例えば今申し上げた流動性預金の残高等々については認められるべきではないというのが考え方でございます。

○辻山委員 政府保証というのは、今おっしゃったように2つに分けて考えなければいけないのかなと思うんですが、「暗黙の」という意味と、「実際の」ということですよ。ですから、暗黙のということになるとまた難しい問題があるのかもしれないと。

○富山委員 メガバンクもあるじゃないかということですね。

○辻山委員 ええ、暗黙の政府保証があるから、一方では規制をかけるべきだということが、ちょっと個人的にはよく理解できないところがあります。

○國部企画委員長 長年官業として築いてこられた位置付けがございますので、それを一朝一夕に変えることは難しいと。政府保証がなくなったから、暗黙の政府保証ということになるわけですけれども、暗黙の政府保証は誤解、パーセプションの問題ということで、なかなか時間をかけて理解を求めていかないといけないという筋合いのものだというふうに思います。

○富山委員 ちょっと確認なんですけれども、今の話の蒸し返しになるんですが、前回の議論でも、その政府保証について、例えば持株との関係で言うと、1株たりとも政府の株が残っていると、それはそうじゃないというある種ドグマ的な議論は、それは違うよねというところで、ほぼ似たような認識だとは思っているんですが。

逆に言うと、実際どういうパーセプションで動いていくかという観点で言うと、例えば財投機関債のスプレッドが伸びていますと、やっぱりどのぐらい政府と近いのかというところでスプレッドが出てきていますよね。そうすると、例えばこの後、実際にゆうちょ銀行でも市場取引をしていくわけで、そこで例えば一定の調達金利水準であるとか、スプレッドがどうなっているかというのは出てまいりますよね。例えば財投機関債の展開がある程度ここでアナライズで使えるとすれば、当然、だんだん差が開いていく。もし払拭されていけばある程度そこに反映される可能性もありますよね。その辺は1つの材料として見ていくということに関してはどういうふうなスタンスでしょうか。

○國部企画委員長 1つの材料としては見られると思いますが、本当に一般の個人のお客様にとっての問題とちょっと違うと思います。一般の個人の利用者の方のパーセプションというのは、やはりそれを払拭するには長い時間がかかるのかなと。したがって、当委員会さんもそういうふうに捉えていただいていますし、それからもちろん、当該の郵便貯金銀行がいろいろ理解に努めていくということもあるでしょうし、それからここでも議論されていますが、政府サイドでもそういうことを啓蒙していくということは大変重要なことだと考えています。

○田中委員長 全銀協の中で民営化を捉えるに当たっているんなご議論があったと思いますが、だんだん10月1日が近づくに従って、当たり前ですが、だんだん論点も絞られてきたということでしょうか。

○國部企画委員長 少しずつ絞られてきています。

○田中委員長 お互いですがけれども、絞れてきたんですけれども。長いような短いような道筋ですがけれども、でも、一つ一つ処理できるところは処理してきていると。日本郵政さんのほうも、一つ一つ問題を絞ってきておられますけれども。

○國部企画委員長 やはり、今回の実施計画に盛り込まれている業務というのは、当然、骨格

の時よりはかなり業務は絞り込んでいただいているわけですが、その中でも後段部分で申し上げさせていただいております通り、まだ盛り込まれている業務の中で、やはり我々として公正な競争条件を確保できない業務が含まれていると認識しておりますので、是非その点、民営化委員会さんにおいても十分にご検討をいただければと考えます。

○田中委員長 ご指摘がありましたら、また具体的な新規商品等の許認可手続の部分がありましたら、もちろん皆様方のご意見を伺った上で決めるということになりますので、またそのときはお出かけよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

続きまして、生命保険協会から渡邊光一郎一般委員長においでいただいております。最初に、手短にご意見をいただきまして、その後、質疑応答としたいと思っております。

○渡邊一般委員長 どうもありがとうございます。本日は、生命保険協会の意見の表明をこのような形でさせていただくことに感謝を申し上げたいと思っております。今回、公表されました実施計画の概要ですとか、承継会社の業務の運営の内容及び見通しにおける郵便保険会社に関する記述につきましては、昨年から当会が申し上げておりました、例えば、公正な競争条件の前提となる要素あるいは契約者保護の観点から重要だと申し上げてきましたコンプライアンス態勢ですとか、リスク管理態勢等の態勢整備あるいは区分経理の実施といったことが示されておりますので、大変意義があるものと認識しております。民営化に向けまして、郵政民営化委員会における委員の皆様のご議論、それからその整理を踏まえての実施計画の策定につきまして、日本郵政株式会社をはじめとした関係者の皆様の精力的な取り組みにつきまして、この場をお借りし、敬意を表したいと思っております。また、引き続き本委員会におきまして、公正な競争条件の確保の観点から態勢整備の状況を含めまして、この実施計画の内容につきまして精査、レビューをいただければと思っております。

それでは、この実施計画の概要等につきまして、当会の意見を説明させていただきたいと思っておりますが、民営化に関する当会の意見、考え方につきましては、これまでの意見表明の機会に縷々申し上げてきた内容が基本としてございますので、本日は特にご留意いただく点に絞ってご説明させていただきたいと思っております。なお、簡単ではございますけれども、お手元に資料として主要なポイントを整理させていただきましたので、この資料を見ていただきながらとさせていただきます。

資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。この実施計画等の調査審議に関する当会からの要望についての説明という趣旨でございます。この調査審議につきまして、公正な競争条件の確保、契約者保護の観点から、十分な調査審議がなされるとともに、今般の実施計画

の概要などのほかに、再保険契約・業務委託契約等における重要な事項につきまして、明らかにしていただくなど透明性を確保していただきたいと考えております。特に重要な事項を枠囲みの中に3点整理させていただいておりますが、1点目は再保険配当として還元されない再保険利益の取り扱いという視点でございます。2点目といたしましては、独立行政法人としての管理機構と郵便保険会社との間の旧簡保契約に関する再保険の受再、それから旧簡保契約業務の受託に対する対価についての考え方の整理という視点であります。3点目といたしましては、旧簡保契約の顧客情報の承継に関わる全体像という視点でございます。これらの点につきまして、後段ご説明します内容といずれも関係しておりますが、今回公表されました実施計画の概要等の中では、その詳細について確認ができないという趣旨で列挙させていただいているという意味でございます。これらが確認できますれば、当会の問題意識が解消されるものと思われまますので、是非、当委員会の調査審議の中でご確認をいただければと考えております。

2ページ目をお開きいただきたいと思っております。次に、旧簡保契約の再保険契約に関しまして、当会の意見を説明させていただきたいと思っております。この再保険利益の帰属につきましては、平成17年の郵政民営化法の審議における政府答弁においても触れられておりますが、その中で、「保険で利益が出た部分は契約者に還元される」、「保険の利益は郵便保険会社に帰属しない」とされておりました。一方で、先日の郵政民営化委員会の議事要旨におきまして、日本郵政株式会社からのご説明では、「平成16年9月に閣議決定されました郵政民営化の基本方針では、旧勘定から生じた損益は郵便保険会社に帰属することとされているが、旧契約者の権利確保のため、株式会社の生命保険会社における最近の実績に従い、その8割を契約者に配当することとしている」と、このような説明がなされたと言われております。当会といたしましては、従前より申し上げてまいりましたとおり、旧簡保契約から生じる利益につきましては、本来は当該契約者に帰属すべきものでありますので、その利益還元の公平性、透明性の確保というのが非常に重要であると考えております。つきましては、当委員会におきまして、資料に記載されております4点について、公平性・透明性の確保の観点から十分な調査審議がなされるよう要望したいと思います。

資料の4点について確認いたしますと、1点目は、区分経理に関しまして受再する再保険に政府保証が付されているという特性や保険契約者間の公平性確保の観点から、厳格な区分経理がなされる必要があるという視点でございます。それから2点目ですが、旧簡保契約に関し、日本郵政公社と同水準のディスクロージャーの実施が必要であるということがございます。それから3点目は、再保険損益の取り扱いでございます。今回、再保険損益の8割を再保険配当

に還元するとされておりまして、配当還元されない利益の取り扱いが示されておりませんけれども、これらの利益の取り扱いを明確化する必要があると考えております。4点目は、再保険の受再に伴う再保険契約、業務委託契約に対する対価の収受に関しまして、通常取引に伴うものと認識しておりますけれども、対価の設定によっては、旧簡保契約者の利益還元が縮小してしまい、契約者保護上の問題が生じるとともに、公正な競争条件の確保の観点からも問題が生じることになりますので、この部分の合理的な考え方、水準の設定というものが必要であると考えております。これらの視点をどうぞご参考いただければと思います。

3ページ目を見ていただきますと、旧簡保契約の顧客情報の取り扱いの視点でございますが、これらにつきましては、簡保事業の保有契約6,300万件に及ぶ顧客情報を有しているということで、非常に重要な問題だと従来も説明をしてきたところでございます。この旧簡保契約の顧客情報につきましては、独立行政法人の管理機構に承継されまして、その取り扱いについては、個人情報保護法、それから郵政民営化法、保険業法、こういったものに沿った適切な対応が必要であると考えております。資料に記載されております、加入限度額の遵守目的以外の顧客情報利用の制限、それから管理機構から提供される顧客情報の明確化、個人情報の不適正利用の防止策、それから旧簡保事業の利用目的を超える場合の顧客からの同意の取得、この4点につきまして、利用者保護の観点と合わせて適切な措置がなされるよう要望したいと思っております。

本日の当会からの意見は以上でございますけれども、最後に郵政関係者の皆様におかれましては、実施計画の概要等におきまして、消費者保護や業務の健全性の観点から示されております内部統制に関わる管理態勢等の構築に向けた取り組みを推進していただきますようお願い申し上げます。それから、生命保険協会といたしましても、郵便保険会社が当会の加盟会社とともに、公平・公正な競争条件の下に切磋琢磨し、国民の暮らしを支える生活保障の提供を通じまして、国民生活の安定向上に寄与していくことができるよう、民営化における適切な制度整備、郵便保険会社における態勢整備等に、協会としても最大限協力をさせていただく所存でございますことを申し添えたいと考えます。

以上でございます。

○田中委員長 どうも渡邊さん、ありがとうございます。それでは、質疑をしたいと思います。

渡邊さん達に提示してもらった基準に沿って一つ一つやってきたという感じなんですけれども、それは評価していただいているのでしょうか。

○渡邊一般委員長 全体の整理としては、私どもの主張というものを考慮した整理をしていただいたと思ってございます。とりわけ冒頭申し上げましたように、何といたっても契約者保護の

視点ですとか、公平な競争条件という視点が非常に重要だと思っておりますので、その視点の整理が重要視されたものとなっていることについて評価をしております。

○田中委員長 辻山さん、いかがですか。

○辻山委員 今、委員長もおっしゃったように、おっしゃっていることはそのとおりだなと思ひまして、新旧契約者の間の厳格な関係、これはもちろん重要なことだと思います。前にも出てきたのですが、その際に、公正な競争条件という視点により旧契約者の権利をどうやって十全に守っていくかという、その視点が重要なのかなという感じがしております。ですから、旧契約者に不利にならないようにという意味では、委員会も十分に注意しながら今後ウオッチしていかなくちやいけないのかなと思いますが、それがいわゆる旧契約者の視点を離れて、それ自体が目的化するとちょっと問題なのかなと、そういう印象は持っております。

○渡邊一般委員長 今おっしゃっていただいたとおりの視点で、私どもも考えてまいりましたので、その視点に沿って、これからも見ていただければと思っております。とりわけ、以前から申し上げました、ほかには例を見ないことだと思うんですね。新旧の区分という概念というのは、民間の保険会社にもない視点でございますから、非常に重要な視点だと思います。また、追加責任準備金等の処理につきましては、これはあくまでも保険引受リスクに見合う部分だということで、その帰属というものを整理していただく必要があると思ひますから、その部分についての取り扱いは今後も慎重な視点で見ていただければと思ひます。

○辻山委員 一方では、旧契約者の権利を保護するためには、やはりそれを引き続き担っていく主体が必要なので、その面での配慮というのも欠かせないと思ひます。

○渡邊一般委員長 今回の整理でも、P/L、B/Sに関わるものというのは、当然、合同での運用をするわけですし、新会社のほうでの運営というものでしっかりやっていただくということですから、このP/L、B/Sの管理という視点での1本で管理するということと、それから生じる剰余等についての帰属先について、どう旧勘定との公平性を確保していくのかという2つの視点を整理していくことが重要だと考えます。P/L、B/Sの管理とは違い、剰余金の処分に関わる問題というのは、あくまでも旧勘定とのバランスをしっかりとるべきという整理だと思ひます。

○田中委員長 民間生保の場合は、いろんな勘定があつて、運用は一体として行つて、帰属は、時代とともにだんだんきちつとしてきたということはあるんでしょうか。

○渡邊一般委員長 そうですね、平成8年当時の業法改正のときに区分経理が議論されまして、現在においては監督指針等でも区分経理については明記されておりますが、この区分経理自体

は、私どもの認識は、むしろ商品セグメントに関する透明性という視点であると思っています。ただ、今回の整理の中では、単なる商品区分のセグメントに関するリスク管理の視点での区分経理という視点以上に、新旧における区分経理というものをどう考えるかということが非常に重要な視点だと思いますので、そこは新旧の区分というものを明示した上で、なおかつ今後細分化されるであろう商品についてのセグメントを、これは引受リスク管理をどうしていくのかという視点で民間と同じ受け入れをしていくと、そういうことだろうと思っています。

○辻山委員 やっぱり最後に残るのは、旧契約者の利益最大化という、その視点は外せないと思うんですよ。区分経理が自己目的化することは避けなければいけないと。

○渡邊一般委員長 そうですね。契約者保護の視点と、それからリスク管理という視点の両方の視点からバランスをとるとのことだと思います。それぞれの帰属については、両方の視点が非常に重要だと思いますので、契約者利益の保護という視点が旧勘定に関するところでも見失ってはいけない点だと思います。一方で、引受リスクの全体の管理の問題もございますから、その両方のバランスをとりながら見ていくということになります。

○田中委員長 リスクマネジメント上、適切に執行していることに対するフィーというのは、業界的にはどの程度のものかというのはだんだん定着してきているわけですか。

○渡邊一般委員長 これは各社の区分経理の中身が全部一致しているわけではございませんので、それぞれの各社が個々の中で、だんだん定着してきているということだろうと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、今回の制度の中では商品のセグメントというよりも、新旧というものの持つ意味合いというものがこれとは別にございますので、したがって、その帰属の考え方の整理というものを、先ほど申し上げたように、旧勘定に元々ありました追加責任準備金の取り崩しに伴う利益というものは、これはやはり保険引受リスクに見合うそれぞれの見合い分というものをどう整理するかという視点だと思いますね。

それからもう1つ、成功報酬的な視点で考えるのであれば、これは事業費の区分をどう考えるのかということでしょうし、それから運用に関する見合いだということであれば、運用益についての見合いという整理が必要でしょうから。したがって、それぞれの見合うフィーの内容を、それでも契約者保護の視点でどう整理していくのかということだろうと思います。そういう意味では、非常に旧勘定の持つウエートは高いわけですから、その保護というものを重視した整理をされる必要があると思います。

○田中委員長 いろいろご指摘等ありがとうございました。また、ひとつよろしく願います。

○渡邊一般委員長 どうもありがとうございました。

○田中委員長 本日5団体からのヒアリングを行いました。それでは、当委員会におきましては、実施計画に対する政府の対応について意見を取りまとめてまいります。その調査審議の参考となるべき事項について、現在、ホームページにおいて意見募集を行っております。締め切りは5月21日月曜日としておりますので、次回以降の審議の参考としたいと思います。

次回の会合は、5月23日水曜日10時からを予定いたしております。

それでは、これをもって25回の会合を閉会といたします。